

2025年度余裕金等運用計画の策定について
(案)

余裕金等の運用業務の細則に関する規程第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり2025年度余裕金等運用計画を策定し、再生可能エネルギー勘定（電気事業法第28条の54第1項第2号の勘定）並びに広域系統勘定（同法第28条の57第1項第1号の勘定）における預り納付金等の運用を行うこととしたい。

また、運用先金融機関を以下の方法で選定、決定するとともに、必要に応じて、運用用銀行口座を追加することとしたい。

1. 引合い先金融機関の選定

本機関と取引のある金融機関で引合いを実施。

2. 運用先金融機関の決定

引合いにより最も提示利率の高い金融機関に決定することとし、同率の場合は①当該運用勘定におけるメイン口座の有無、②本機関との運用取引実績額順に決定するものとする。

以上

2025年度余裕金等運用計画

1. 再生可能エネルギー勘定（電気事業法第28条の54第1項第2号の勘定）における預り納付金等の運用

- (1) 運用額は、原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額の110%を除いた額とする。
 (2) 運用方法は、安全性及び流動性等の観点から、満期保有を原則とした譲渡性預金による1か月でのサイクル運用とする。
 (3) 運用額の単位は10億円とする。

運用対象資産	運用額見込（月間）	計画金利 （現時点の計画金利）	運用益見込（年間）
譲渡性預金 （1か月運用）	2,200億円	0.25%	5.5億円

2. 広域系統勘定（同法第28条の57第1項第1号の勘定）における預り納付金等の運用

- (1) 運用額は、預り納付金等残高から運用期間中の支出予定額（貸付金を含む）を除いた額とする。
 (2) 運用方法は、安全性及び流動性等の観点から、満期保有を原則とした大口定期預金又は譲渡性預金による3か月以内でのサイクル運用とする。
 (3) 運用額の単位は1億円とする。

運用対象資産	運用額見込（月間）	計画金利 （現時点の計画金利）	運用益見込（年間）
大口定期預金又は 譲渡性預金 （3か月以内運用）	1,700億円	0.5%	8.5億円

以上